

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大
2	対象税目	（法人税：義、所得税：外）（国税 03） （個人住民税：外、法人住民税：義、事業税：義）（地方税 03） 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 現在、避難解除区域等において、都市施設である「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備にあたり、収用交換等の対象となる資産に係る譲渡所得の特別控除等（5,000 万円特別控除等）の適用を受けるところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。 また、当該特別控除等については、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前においても適用を受けるところ、同様に、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。 《関係条項》 ○福島復興再生特別措置法第 32 条 ○都市計画法第 11 条第 12 項 ○租税特別措置法第 33 条の 4、第 65 条の 2、 ○租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 4 号の 9
4	担当部局	復興庁 原子力災害復興班
5	評価実施時期及び分析対象期間	平成 28 年 8 月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 27 年度 収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等の対象となる事業の拡充（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）
7	適用又は延長期間	—
8	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(平成 28 年 8 月 31 日 原子力災害対策本部・復興推進会議決定)」において、帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備することとされた。 また、国道 6 号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路（これに接する部分や常磐道の追加インターチェンジを含む）について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行うこととされた。 整備にあたっては、除染とインフラ整備が一体的かつ効率的に行われる予定である。

		<p>これらの政府方針を踏まえ、今後実施される復興拠点等の整備等を行う。</p>
		<p>《政策目的の根拠》 ○福島復興再生特別措置法 ○福島復興再生基本方針 3 福島復興及び再生の基本理念、基本姿勢 (2)原子力災害による被害を受けた福島の特異な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>■原子力災害からの福島復興の加速に向けて(平成25年12月閣議決定、平成27年6月改定) 2. 新たな生活の開始に向けた取り組みを拡充する。 (2)復興拠点の整備 <u>地元の各市町村は復興拠点の整備を計画している。市町村ごとに相違はあるものの、こうした町内の復興拠点は、おおむね、複数の施設・機能から構成され、新しいまちづくりにおける中核としての位置づけがなされている。こうした町内の復興拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、平成27年5月に施行された改正福島復興再生特別措置法において創設した復興再生加速化交付金(帰還環境整備交付金)による一団地の復興再生拠点整備制度をはじめ、様々な支援策等を柔軟に活用し、各市町村のニーズにワンストップで対応しつつ支援していく。</u></p> <p>■「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本指針(平成28年3月閣議決定) 2. 各分野における今後の取り組み (4)原子力災害からの復興・再生 ④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化 (略) <u>市町村内外の復興拠点については、一団地の復興再生拠点市街地形成施設制度など、福島再生加速化交付金を始めとするさまざまな支援策の柔軟な活用等により円滑かつ迅速な整備を支援していく。</u> (以下略)</p> <p>■復興庁政策評価体系 施策(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進</p>
<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 復興拠点等の整備等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置が適用されることで用地取得が迅速化され、復興拠点等の整備に要する事業期間が短縮されることにより、復興拠点等の整備等が促進される。</p>

9	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 本特例措置により、帰還困難区域における市町村において、復興拠点等の整備等に向けた検討及び具体化が促進される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置は、効率的かつ円滑な用地取得が可能となり、復興拠点等の整備等に大きな役割を果たす。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	避難指示解除区域等においては、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」において租税特別措置が講じられているところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても、効率的かつ円滑な用地取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 2 月